

平成 28 年 2 月 10 日

外国銀行口座開設支援サービスにおける 銀行法の取扱いが明確になりました ～産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用～

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の事業分野の企業からの照会に対して、回答を行いました。

1. 「グレーゾーン解消制度」の活用結果

今般、事業者より、個人、企業向けに外国銀行の口座を開設する際の通訳補助サービスの周知・広報事業を行うに当たり、口座開設先として特定の外国銀行を紹介する行為が「外国銀行代理業務」や「銀行代理業」に該当するか否か照会がありました。

関係省庁が検討を行った結果、事業者が明示的にも黙示的にも当該外国銀行から委託等を受けていない場合には、当該行為が「外国銀行代理業務」や「銀行代理業」に当たらず、外国銀行代理業務の認可や銀行代理業の許可を受けることは不要である旨の回答を行いました。

2. 「グレーゾーン解消制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管大臣への確認を経て、規制の適用の有無について、回答するものです（本件の場合、事業所管大臣は経済産業大臣、規制所管大臣は総理大臣となります）。

(本発表資料のお問い合わせ先)
商務情報政策局サービス政策課サービス産業室長 落合
担当者： 山口、山田
電 話： 03-3501-1511(内線 4021)
03-3580-3922(直通)
03-3501-6613(FAX)